

答 申 第 21 号

平成 21 年 8 月 12 日

仙台市教育委員会 様

仙台市個人情報保護審議会

会長 高橋 春男

仙台市個人情報保護条例第 4 1 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 21 年 1 月 30 日付け H20 教学教第 983 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 26 号 「(1) 平成〇年度、課題のある教員に関する研修において、仙台市立〇〇中学校、〇〇中学校、〇〇中学校で撮られたビデオ（DVD）の一切  
(2) 平成〇年度、課題のある教員に関する研修において、仙台市教育センター内で撮られたビデオ（DVD）のうち、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、〇月〇日、〇月〇日及び〇月〇日に行われた模擬授業に関するもの」  
の個人情報非開示決定処分に対する異議申立て

答 申  
(諮問第 26 号)

## 1 審議会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定については、これを取り消し、改めて、別記(1)の文書については不存在を理由とし、別記(2)の文書については仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 17 条第 2 号該当を非開示事由とする非開示決定をすべきである。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が条例第 14 条の規定に基づき「平成○年度 課題のある教員に関する研修において仙台市立○○中学校，○○中学校で撮られたビデオ（DVD）」及び「平成○年度 課題のある教員に関する研修において仙台市立○○中学校で撮られたビデオ（DVD）・教育センター内で撮られたビデオ」の開示をそれぞれ請求したのに対し、実施機関が平成 20 年 12 月 16 日付けで、○○中学校，○○中学校及び○○中学校における授業実習のビデオ映像を記録した DVD（以下「授業実習 DVD」という。）について非開示決定をしたこと、並びに仙台市教育センター内における模擬授業のビデオ映像を記録した DVD のうち、平成○年○月○日，○月○日，○月○日，○月○日，○月○日及び○月○日実施の模擬授業に関するもの（以下「開示されなかった模擬授業 DVD」という。）について、非開示決定通知書に何らの記載なく開示がなされなかったことに対し、その処分の取消しを求めたものである。

## 3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての主な理由は、次のとおりである。

### (1) 授業実習 DVD について

- ① ビデオが撮影された経緯を考えれば、個人が識別されうる情報が存在しているとしても、異議申立人がこれらのビデオ映像を自己の研修状況・研修成果の事実確認、客観的評価のために利用することが予定されていたのであるから、条例第 17 条第 2 号ただし書イに規定する「慣行として開示請求に係る本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当し、非開示とすることは許されない。
- ② 授業実習 DVD の内容は、申立人が行った各中学校での授業状況を撮影したものであり、その授業状況は、申立人が当時見聞き、知っていた情報である。また授業実習 DVD は、特別研修のプログラムとして行われた授業の状況を後日確認・評価することができるように撮影されたもので、当然、申立人をはじめとする研修関係者がこれらを見聞きすることが予定された上で撮影がなされ、情報が収集されたのである。したがって、申立人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であることは明らかであるから、条例第 17 条

第2号に該当するとして非開示決定することは誤りである。

- ③ 全ての撮影は1台だけのカメラで、しかも三脚を固定していた状態でなされたものであり、生徒が映っていたとしても、全員の顔が識別できる形で撮影されていることはあり得ず、映っているとすれば、多くても7名ぐらいの生徒の頭の後ろの部分だけである。
- ④ もし、少しでも生徒の顔を見せたくないのであれば、その部分だけ見えないようにすることは現代の技術においては可能なはずである。また、顔が映っていたのであれば、そこだけ削除し、声はそのままという開示の方法も可能である。

(2) 開示されなかった模擬授業 DVD について

- ① 開示されなかった模擬授業 DVD については、開示決定にも非開示決定にも記載がないので、不存在ということで黙示的に非開示決定がなされたものと考えられるが、申立人は、開示されたもののほかに6コマの模擬授業を教育センター内で行っており、これらについてもビデオ撮影がなされたはずである。したがって、ビデオ又はそれをダビングした DVD が存在すると思われるので、開示された6コマの模擬授業と同様に開示すべきである。
- ② 模擬授業の映像を記録した媒体を再利用したのであれば言語道断であり、申立人の気持ちを踏みにじる行為をしているとしか考えられない。行政のあり方、公文書の保存方法に対し、深い憤りを覚えざるを得ない。再利用の証拠を提示してもらいたい。

#### 4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書及び口頭による説明において主張している主な非開示理由は、次のとおりである。

(1) 授業実習 DVD について

- ① 授業実習 DVD には、申立人の授業の様子のほか、その授業を受けている生徒の容姿などが録画されており、撮影された生徒の映像は、特定の個人を識別できる情報であるから、条例第17条第2号本文の個人識別情報に該当することは明らかである。
- ② 授業実習 DVD は、申立人が行った授業を撮影したものであり、申立人は、授業実習 DVD を研修中に視聴しているが、授業を行い、DVD を数回視聴したことをもって、DVD に収録された容姿・発言内容・動作等の多種多様な生徒の個人情報を含めて全て知ったとまでは言えないし、授業実習 DVD は、特別研修という限定的な場面でのみ視聴が許されているのであって、今後、申立人が「知ることが予定されている」という状態にあるともいえない。

よって、授業実習 DVD に含まれる生徒の個人情報は、条例第17条第2号ただし書イに該当しないものである。

(2) 開示されなかった模擬授業 DVD について

- ① 平成20年12月16日付けにて行った個人情報開示決定等に開示されなかった模擬授業 DVD に係る記載がないのは、撮影自体は行ったものの、当初は模擬授業を撮影した映像を保存する予定がなく、映像を記録した媒体を別の日の模擬授業を撮影した映像の記録に再利用していたためである。また、平成〇年〇月〇日の模擬授業については、撮影自体が行われなかったものと考えられる。

## 5 審議会の判断

### (1) 課題のある教員に係る特別研修について

実施機関は、市立学校に勤務する教員のうち教育者としての指導力が著しく不足し、又はその資質等に問題があり、児童等の教育に著しく支障をきたしている者の取扱いに関し必要な事項を定めるため、「課題のある教員の取扱いに関する要綱」を平成15年11月20日付けで定めた。同要綱に基づく課題のある教員の取扱いは、おおむね以下のとおりである。

校長は、所属する教員が課題のある教員に該当すると思われる場合で、学校における指導等によっても改善が見込まれないと判断するときは、教育長に対し、課題のある教員の認定の申請を行い、教育長は、課題のある教員審査委員会の意見を聴いたうえでこれを認定し、特別研修の受講を命ずる決定を行う。

課題のある教員として認定を受けた教員は、教員としての指導力、資質等の向上を図るため、教育センターにおいて6月又は1年を期間とする特別研修を受講し、教育センター所長は、課題のある教員の研修状況及び結果について評価し、教育長に報告する。

教育長は、教育センター所長の報告書を添えて、課題のある教員審査委員会の意見を聴き、職務への復帰、特別研修の継続（特別研修の期間が6月であった者に限る。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく分限免職処分又は仙台市教育委員会事務局職員への任用（仙台市人事委員会が実施する転任特別選考に合格した場合に限る。）のいずれかの処遇を決定する。

### (2) 本件異議申立ての対象となる個人情報について

本件異議申立ての対象となる個人情報は、申立人が平成〇年度に受講した課題のある教員に係る特別研修において行った、〇〇中学校、〇〇中学校及び〇〇中学校での授業実習のビデオ映像並びに教育センターにおいて、職員を生徒に見立てて行った模擬授業のビデオ映像である。

実施機関は、前者については、授業実習のビデオ映像を記録した60本のDVDを特定のうえ、これを非開示とし、後者については、模擬授業のビデオ映像を記録した6本のDVDを特定のうえ、これを開示した。

### (3) 非開示決定に係る理由の提示について

① 実施機関は、本件非開示決定において申立人の授業実習を記録した60本のDVDを特定し、条例第17条第2号を理由に非開示としているが、申立人は、6コマ分の模擬授業の記録について非開示決定通知書に何らの記載なく非開示となった旨主張している。これに係る実施機関の説明は、平成〇年〇月〇日、〇月〇日、〇月〇日、〇月〇日及び〇月〇日の5コマ分の模擬授業については、映像を記録した媒体を別の日の模擬授業を撮影した映像の記録に再利用したため存在せず、また、平成〇年〇月〇日の模擬授業については、撮影自体が行われなかったものと推察されるというものであった。

② 当審議会において、教育センターに保管されている申立人の特別研修に係るビデオ映像を記録したDVDについて見分調査を行ったところ、模擬授業の記録は、開示をした6本のDVD以外に確認できなかった。また、念のため、当審議会は、他の特別研修受講者に係るビデオ映像を記録したDVDの保管場所についても見分調査を行ったが、申立人に係るDVDは混在していなかった。

以上のことから、6コマ分の開示されなかった模擬授業 DVD は不存在と認められるが、本件非開示決定通知書には、これら開示されなかった模擬授業 DVD の非開示の理由について何ら記載がなく、本件非開示決定は、仙台市行政手続条例（平成7年仙台市条例第1号）第6条第1項に定める理由提示の要件を欠くものである。

よって、本件非開示決定を取り消し、開示されなかった模擬授業 DVD について改めて非開示の理由を提示のうえ非開示決定を行うべきである。

(4) 条例第17条第2号の該当性について

① 条例第17条第2号本文は、個人のプライバシーの保護を十全ならしめるため、開示請求に係る本人以外の特定の個人が識別され得るようなかたちで、又は開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお開示請求に係る本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるかたちで、開示請求に係る本人以外の個人に関する情報が記録されている公文書については、これを開示しないこととする旨を定めたものである。

② 授業実習 DVD に記録された映像のうち、実施機関が条例第17条第2号本文の個人情報に該当すると主張するのは、授業を受けた生徒の映像である。

当審議会において複数の DVD を見分したところ、授業の前後の映像、グループ討議の映像等において生徒の顔が明確に映し出されていることが確認されたほか、生徒の後姿、声、動作が全編にわたり収録されていることが認められた。これらの情報は、特定の個人が識別できる情報であるから、条例第17条第2号本文に該当すると認められる。

③ 条例第17条第2号は、開示請求に係る本人以外の個人情報が、同号ただし書イ（法令等又は慣行として開示請求に係る本人が知ることができ、また知ることが予定されている情報）、ロ（人の生命、財産等を保護するために、開示することが必要であると認められる情報）又はハ（公務員の職務の遂行に係る情報）に該当する場合には、例外的に非開示情報から除くこととしている。

申立人は、授業実習 DVD は、申立人が行った授業実習の状況を撮影したものであるから、当該授業実習の状況は、申立人が当時見聞き、知っていた情報であり、また、撮影は、特別研修において後日確認・評価するために行われたものであって、申立人をはじめとする研修関係者がこれらを見聞することが予定された上で撮影されたのであるから、申立人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であり、条例第17条第2号ただし書イに該当し開示すべきものと主張する。

確かに、授業実習 DVD は、特別研修の過程において申立人が視聴し、研修の一助とするために撮影されたものと認められるが、授業実習 DVD の視聴は、特別研修の目的の範囲内で限定的に行われるものであり、授業実習に関わった生徒の個人情報についても研修目的の範囲内でのみ、知ることができ、又は知ることが予定されているものと考えられる。特別研修終了後であっても自己の行った研修授業の様子を確認したいとする申立人の心情は理解できるところがあるものの、生徒の個人情報については、研修の目的を超えて、慣行により開示請求に係る本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とまでは言えない。

よって、授業実習 DVD に記録された生徒の映像は、条例第 17 条第 2 号ただし書イには該当しない。

また、授業実習 DVD に記録された生徒の映像は、人の生命、財産等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報とは言えず、公務員の職務の遂行に係る情報とも言えないから、条例第 17 条第 2 号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、授業実習 DVD に記録された生徒の映像は、条例第 17 条第 2 号により非開示とすべき情報である。

(5) 授業実習 DVD の一部開示の可否について

条例第 18 条第 1 項は、「実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該部分を除いた部分を開示しなければならない。」と規定している。

これを授業実習 DVD について検討すると、生徒の映像がほぼ全ての画面において記録されており、当該映像を区分して除くという技術的加工を施すことは容易であるとは認められない。

以上のことから、授業実習 DVD については、全部を非開示とすることが妥当である。

(6) 見分調査において確認された DVD について

(3)で述べたとおり、当審議会は、教育センターに保管されている申立人の特別研修に係る映像を記録した DVD について見分調査を行ったが、非開示決定された〇〇中学校、〇〇中学校及び〇〇中学校における授業実習のビデオ映像を記録した DVD 60 本以外に平成〇年〇月〇日及び〇月〇日に実施した〇〇中学校における授業実習のビデオ映像を記録した 2 本の DVD を確認した。当該 DVD も生徒の映像が含まれており、(4)で述べたとおり条例第 17 条第 2 号に該当し、非開示とすべきものと判断するが、本件非開示決定通知書に理由の提示がないことから、開示されなかった模擬授業 DVD と同様、本件非開示決定を取り消し、改めて非開示の理由を提示のうえ非開示決定を行うべきである。

また、見分調査において、本件非開示決定通知に添付された DVD の一覧表の記載と DVD のラベルの記載を照合したところ、授業を行ったクラス名等の記載に一部不一致が見られた。一覧表の誤記と考えられるところであり、改めて非開示決定を行う際に再度確認をされたい。

(7) 申立人のその他の主張について

申立人は、その他課題のある教員に係る特別研修に関連し、様々な意見を述べているが、これらの意見についての判断は、当審議会の所掌を超えるものである。

(8) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

なお、当審議회가直接答申の内容とすべき事柄ではないが、課題のある教員に係る特別研修における個人情報の取扱いに関し、当審議会で議論のあった点があるので、これについて付言する。

課題のある教員に係る特別研修における模擬授業・授業実習において、授業の様態をビデオ撮影し、その撮影記録を研修生の課題確認等のため利用することは、特別研修の目的に照らし必要性が認められるところである。一方でビデオ撮影により研修生及び生徒の個人情報

を大量に取得することとなるが、書面に記載された個人情報と異なり、映像は、容姿、声、動作等をありのままに記録し、これらは、個人の人格と密接に関連する個人情報であることから、条例に定める個人情報の適正取扱い原則を踏まえ、特に慎重に取り扱う必要がある。

しかしながら、平成〇年度当時のビデオ撮影については、多数回にわたり授業が撮影されたにもかかわらず、撮影された映像が研修において十分に活用されたとは言い難い。また、撮影の対象となる者に映像の利用目的が明示されたか明らかでなく、ビデオ映像の利用ルールや保管期間等にもあいまいな点が多いなど、撮影により収集する個人情報の利用目的が明確にされないまま、漫然と授業の撮影が繰り返されていたように見受けられる。このような個人情報の取扱いは、個人情報の利用目的を明確化することにより、目的達成の範囲内で適正な手段により個人情報を収集しなければならないことを定める条例第7条第1項のほか、条例第8条（利用目的の明示）及び第12条第3号（確実かつ速やかな廃棄・消去）の各規定の遵守に関し疑問が残るところである。

課題のある教員の認定については、教育公務員特例法の改正により平成20年度より法制度化され、現在では、実施機関において実務面での事例が蓄積され、ビデオ撮影に係る個人情報の取扱いについても改善が見られるところではあるが、今後とも、課題のある教員に係る特別研修における個人情報の適正な取扱いについて十分な検討と配慮を強く要望するものである。

## 別記

- (1) 平成〇年〇月〇日, 〇月〇日, 〇月〇日, 〇月〇日, 〇月〇日及び〇月〇日に行われた申立人の模擬授業のビデオ映像を記録した DVD
  
- (2) 平成 20 年 12 月 16 日付け個人情報非開示決定通知書(平成 20 年教学教第 842 号)に添付された一覧表記載の申立人の授業実習のビデオ映像を記録した DVD60 本並びに平成〇年〇月〇日及び〇月〇日に行われた〇〇中学校における授業実習のビデオ映像を記録した DVD



## 審議会の処理経過

(諮問第 26 号)

年 月 日	内 容
平成 21. 1. 30	・ 諮問を受けた
21. 2. 18	・ 実施機関(教育局学校教育部教職員課)から理由説明書を受理した
21. 3. 16 (平成 20 年度第 8 回 個人情報保護審議会)	・ 実施機関から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
20. 5. 7	・ 申立人から意見書を受理した
21. 5. 11 (平成 21 年度第 1 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った
21. 6. 3 (平成 21 年度第 2 回 個人情報保護審議会)	・ 申立人から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
21. 6. 22 (平成 21 年度第 3 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った
21. 6. 29	・ 教育センターにおいて見分調査を行った
21. 7. 28 (平成 21 年度第 4 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った